

独立行政法人日本学生支援機構

平成17年規程第18号

最近改正 令和8年規程第23号

セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第9号）の全部を改正する規程を次のように定める。

平成17年9月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北 原 保 雄

ハラスメントによる人権侵害の防止に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）におけるハラスメントによる人権侵害（以下「人権侵害」という。）の防止及び排除のための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「人権侵害」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 次に掲げる言動であって、役職員の勤務環境、生徒の学習環境若しくは求職者等の求職活動を害するもの又は当該言動への対応に起因して役職員がその勤務条件につき、生徒がその学習条件につき若しくは求職者等がその求職活動に係る条件につき不利益を受けるもの

ア 他の者を不快にさせる職場における性的な言動

イ 機構に勤務する役員、職員若しくは機構に派遣されている派遣労働者（以下「役職員」という。）又は東京日本語教育センター及び大阪日本語教育センター（以下単に「日本語教育センター」という。）において修学する生徒（以下「生徒」という。）が、他の役職員、生徒又は求職者等（機構の求人に応募する者及び機構が実施する職員の採用に資する活動に参加する者をいう。）を不快にさせる職場外における性的な言動

- (2) 役職員が他の役職員に対して行う、職務に関する優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手の人格若しくは尊厳を害し、又は相手の就業環境を害するもの

- (3) 役職員が他の役職員に対して行う次に掲げる言動であって、相手の就業環境を害するもの

ア 妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により能率が低下したこと又は不妊治療を受けることを事由とする言動

イ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する制度又は措置の利用に関する言動

- (4) 利用者等（機構が行う事業の利用者、取引の相手先、施設の利用者その他機構が

行う事業に関係を有する者をいう。以下同じ。)が役職員又は生徒に対して行う言動であって、業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、相手の就業環境又は学習環境を害するもの

(役職員の責務)

第3条 役職員は、人権侵害のない、健全で快適な就業環境及び学習環境を醸成し維持するとともに、求職者等の求職活動を阻害しないよう努めなければならない。

(理事長の責務)

第4条 機構の理事長(以下単に「理事長」という。)は、機構の人権侵害の防止及び排除等について総括する。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(監督者の責務)

第5条 監督者(組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第23条第1項に規定する部等の長及び第27条第1項に規定する支部長をいう。以下同じ。)は、人権侵害の防止及び排除等の措置を講じなければならない。

2 監督者は、人権侵害への対応に当たっては、速やかにその問題の概要及び処理方法等を理事長に報告するとともに、必要に応じて指示を仰がなければならない。

3 監督者は、自らの所属する組織の管理監督者(職員給与規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号)第40条第2項の表(2)に定める職員をいう。)に命じて、第2条第4号に規定する人権侵害から職員を保護する措置を講じなければならない。

(対策委員会)

第6条 機構に、人権侵害の防止及び排除等に関する施策を実施するため、組織運営規程第30条の規定に基づき、人権侵害対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置き、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 人権侵害の防止及び排除等に関する啓発活動及び研修等の企画立案
- (2) 人権侵害を解決するために必要な事実関係の調査その他必要な措置
- (3) その他人権侵害の防止及び排除等に関し必要な事項

(対策委員会の組織及び運営)

第7条 対策委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長代理
- (3) 理事
- (4) 総務部長

2 対策委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

3 委員長は、対策委員会の会議を召集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことはできない。

- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 対策委員会の委員が、審議事項の当事者である場合は、当該審議に参加することができない。
- 8 対策委員会の委員長は、第一項に規定する者のほか、必要があると認めたときは、機構職員及びハラスメントによる人権侵害について専門的知識を有する有識者を委員に指名することができる。
- 9 対策委員会を組織する際は、審議事項の内容に応じ、委員の性別に配慮する。
- 10 対策委員会の庶務は、総務部人事課が担当する。

(調査委員会)

第8条 対策委員会が必要と認めた場合は、同委員会内に人権侵害調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置き、人権侵害に係る具体的な事情を調査させることができる。

- 2 調査委員会は、調査内容を対策委員会に報告しなければならない。
- 3 調査委員会の設置及び構成等については、対策委員会が定める。

(相談への対応等)

第9条 機構に人権侵害に関する主任相談員（以下「主任相談員」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 機構に人権侵害に関する相談員（以下「相談員」という。）を置き、機構の職員から理事長が事業所（事務所管理規程（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第31号）第1条に規定する事務所をいう。）ごとに1名以上指名する者をもって充てる。
- 3 主任相談員は相談員を総括する。ただし、主任相談員が人権侵害に関する苦情の申出又は相談（以下「苦情相談」という。）の当事者である場合は、監査室長がその職務を代行する。
- 4 相談員は、別に定めるところにより、苦情相談に応じるとともに、当該苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当事者に対する指導及び助言等を行い、当該問題に適切かつ迅速に対処するものとする。
- 5 相談員は、苦情相談に当たり必要があるときは、関係する監督者と協議する等の措置をとるものとし、具体的事項を理事長、対策委員会、調査委員会又は主任相談員に報告しなければならない。
- 6 求職者等からの相談については、理事長が別に定める相談体制により対応するものとする。

(プライバシー等の保護)

第10条 相談員及び人権侵害の対処に関わる者は、当事者等のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 理事長、監督者、相談員及びその他の役職員は、人権侵害に係る苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他人権侵害に関して正当な対応をした役職員及び生徒に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(生徒が関わる人権侵害の取扱い)

第12条 人権侵害に相当する行為であって、生徒が関わるものの取扱いについては、日本語教育センターにおいて別に定める。

2 日本語教育センターが前項の規定に基づき定めを行うとき及び個別に人権侵害に対応しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第10号) 抄
(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号) 抄
(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第27号) 抄
(施行期日)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号) 抄
(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第11号) 抄
(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第1号)
(施行期日)

この規程は、令和6年1月15日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第17号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第23号)

この規程は、令和8年10月1日から施行する。